

テレマークスキー技術検定 検定員認定規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4(1)項に基づき、テレマークスキー技術検定の検定員を認定するためにこれを定める。

2. 認 定

- (1) 協会の実施するテレマークスキー・ステージⅡ、ⅢまたはⅣの検定に合格し、資格を得た者。

3. 認 定 要 綱

認定会は必要な知識と技術評価及び判定基準を習得するための基礎科目と実技科目を実施する。

(1) 基礎科目

○テレマークスキー技術検定規程 ○検定会の運営

(2) 実技科目

○検定の技術種目 ○検定斜面の選定 ○技術評価と判定

4. 委 嘱

会長が委嘱する。

5. 任 務

検定会においてテレマークスキー技術の普及と公平な評価及び円滑な運営の為に次の事項を実施する。ただし、テレマークスキー・ステージⅡ資格者は、シルバーメダルまでの検定が出来ることとする。

- (1) 実施要綱に基づいた検定
- (2) 所定の手続き
- (3) 検定会の講評と技術評価

6. 認定の取消し

次の各項に該当する者は、認定を取消されることがある。

- (1) 協会を退会した者
- (2) 協会を除名された者
- (3) 教育部が不適合と認めた者

附則 この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。